

岩手県監査委員告示第25号

包括外部監査結果の公表（平成25年岩手県監査委員告示第21号及び平成27年岩手県監査委員告示第23号）により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年3月29日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 嵯峨 壱朗
岩手県監査委員 吉田 政司
岩手県監査委員 工藤 洋子

1（1） 外部監査の種類

平成24年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第7条に基づく包括外部監査

（2） 選定した特定の事件（テーマ）

知事部局の委託契約について

（3） 監査委員告示

平成25年3月5日付け岩手県監査委員告示第21号

（4） 岩手県知事からの措置結果通知の内容及び受理日

包括外部監査の結果に対する措置について 平成28年3月11日

（5） 指摘事項及び措置内容

ア 指摘事項

（ア） 積算における管理費の取扱い

当該委託業務についての「国際交流センター管理運営委託料（内訳）」によれば、委託料の積算内容としては、報酬、共済費、需用費、役務費及び管理費から構成されている。前年度との比較では管理費が追加されており、担当課によれば平成23年度において仕様追加があり、管理費相当額を追加している同様の委託業務との均衡などを考慮し追加したとのことであった。管理費は報酬、共済費、需用費、役務費の合計額の5%相当を適用している。

しかし、公益財団法人岩手県国際交流協会とは計6回にわたり見積合わせが実施されており、合計額で契約額が決定された経緯が伺える。これは最終精算時に契約額と概算払の既支払金額の差額が支払われていることから合計額での決定と認められる。また、毎月概算払が行われているが、管理費相当額は概算払の内訳には含まれていない。さらに、契約書に添付された様式1号「管理運営費月別執行計画」では「管理費」の記載があるが、毎月の概算払の際に添付された様式1号では「公課費」と記載されている。公課費は、地方公共団体が一般私人と同様な立場に立って公租公課を受ける場合に要する経費であり、各種の登録税、入湯税、自動車重量税等が含まれる。

以上から、積算に当たって考慮された管理費は、実際の事務執行に当たっては考慮されていないことが判明した。

なお、積算額は同協会の実績額と比較して疑義は認められなかった。

（イ） 契約書の記載事項

県の会計規則第117条第1項によれば、契約書には、違約金条項（契約期間内に契約を履行しない場合は、契約金額から既成部分を控除した額につき年3.1パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある旨）を定めなければならないとあるが、本契約書には当該条項が記載されていなかった。

結果的に本業務において、当該条項を適用することはなかったのであるが、会計規則が要求している条項の記載がなかった点で、契約書の記載内容に不備があった。

所管課	委託業務名	委託先	委託金額（円）	委託契約期間
NPO・文化国際課	国際交流センター管理運営業務委託	公益財団法人岩手県国際交流協会	16,905,000	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで

イ 措置内容

(ア) 積算における管理費の取扱い

平成25年度の委託契約において、管理費の取扱いについて、仕様書及び契約書添付様式に明記した。
また、契約書様式中の「公課費」については、「消費税」とした。

(イ) 契約書の記載事項

違約金条項については、平成24年度分委託契約より契約書への記載を行っている。今後とも契約に当たっては、法令・規則等に定める条項の契約書への記載不備がないよう十分に留意することとする。

2(1) 外部監査の種類

平成26年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第8条に基づく包括外部監査

(2) 選定した特定の事件（テーマ）

県立試験研究機関に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について

(3) 監査委員告示

平成27年3月6日付け岩手県監査委員告示第23号

(4) 岩手県知事からの措置結果通知の内容及び受理日

包括外部監査の結果に対する措置について 平成28年3月4日

(5) 指摘事項及び措置内容

ア 指摘事項

(ア) 再委託の事前協議

再委託に関する事前協議は行っているものの、口頭による確認のみであり、文書による協議は行われていなかった。
委託契約書第4条には、文書により事前協議すべき旨が明記されている。再委託の事前協議の意義は、委託先に対する検査確認が間接的になったり、業務の質の低下や業務の責任が不明確化する等の懸念がないことを確認することにある。
不測の事態が生じた時に、責任の所在を明確にするためにも、書面による協議によることが必要と考える。

所管公所	委託業務名	委託先	委託金額（円）	委託契約期間
水産技術センター	海水ポンプ機械設備保守 点検業務委託	神鋼環境メンテナンス株式 会社	2,047,500	平成25年7月26日から 平成26年3月31日まで

(イ) 毒物の使用管理方法（水産技術センター）

包括外部監査人による実地監査日（平成26年8月21日）時点の薬品庫の毒物を現物確認したところ、管理簿に記載されている数量の毒物を確認することができたが、それぞれの毒物の状態は下表のコメントに記載のとおりであり、その使用方法、保管方法、管理方法に疑問を感じた。また、全体的に毒物については使用実績に乏しく、未開封品であっても、使用期限や製造年月日の記載がなく、相当に古い薬品であることが推測され、使用可能品であるかの判別がつかなかった。

薬品名	未開封在庫数	開封在庫数	コメント
シアンネトヘモグロビン用反応 試薬 シアン化カリ0.0005%含有 500ml	1	—	使用期限が昭和47年であり、実質的に使用不可能な毒物が保管されていた。適切に廃棄処理すべきである。
2-メルカプトエタノール25g	—	3	開封済み在庫が3本あった。開封済みの薬品を使い切ってから未開封品を使用することを徹底すべきである。
チオシアン酸水銀（Ⅱ）25g	3	1	—
フッ化水素酸500ml	—	2	開封済み在庫が2本あった。開封済みの薬品を

			使い切ってから未開封品を使用することを徹底すべきである。
塩化第二水銀 特級25 g	2	1	—
P-クロル安息香酸第二水銀化学用 1 g	—	2	開封済み在庫が2本あった。開封済みの薬品を使い切ってから未開封品を使用することを徹底すべきである。
カコジル酸ナトリウム三水合物 特級25 g	3	1	—

(ウ) 公有財産の台帳への登録（内水面水産技術センター）

旧公舎として利用していた建物が平成25年3月15日に「物置」に用途変更され、行政財産として台帳登録されている。実地監査における視察においては物置としての利用実態は見受けられず、地方自治法第238条第4項の行政財産の定義には該当しないものとする。そのため、行政財産としての台帳登録は、適切な財産の状況を明らかにしているとは言えず、普通財産として台帳登録をする必要がある。

所在地番	類別	用途	数量 (㎡)	価格 (円)	登録年月日
八幡平市松尾寄木第1地割 字沼利474番1	行政財産	物置	57.96	558,000	平成24年2月8日

(注) 上記の他に同様の旧公舎が2物件存在する。

(エ) 契約書の作成

当該契約は、契約金額が1,090千円であり、県の会計規則で契約書の作成を省略できるケース（契約金額が1,500千円未満）に該当するため、契約書の作成を省略し、請書を徴しているとのことであった。

一方、本契約は、前金払支出の約定となっており、平成25年7月に全額前金払いしている。会計規則第110条によれば、本契約金額は1,500千円未満であるものの、前金払契約であることから、契約の締結に当たっては、契約書の作成を省略することはできなかった。

所管公所	委託業務名	委託先	委託金額 (円)	委託契約期間
農業研究センター（ 畜産研究所）	自家用電気工作物保安 業務委託	一般財団法人東北電気保安 協会岩手事業本部	1,090,404	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで

(オ) 試験研究課題の評価に関する方針（生物工学研究所）

評価の内容と方法に関する明文化されたルールが整備されていない。

上記の評価作業は設立時から行われており、そのルールの見直しと明文化の作業についても順次作業が行われているとのことであるが、当監査の実施時点においてはルールの整備作業が終了していない状況であった。ルールの明文化は、適切な評価が適時に実施されることを担保するために有用であるため、早期に完了することが望まれる。

イ 措置内容

(ア) 再委託の事前協議

平成27年度から書面による協議を実施した。

(イ) 毒物の使用管理方法（水産技術センター）

毒劇物の使用管理について、使用の都度、前回使用后、今回使用前の重量を確認するとともに、今回使用後の重量を管理簿に記載するよう、岩手県水産技術センター医薬用外毒物劇物危害防止規定を平成26年12月16日に改定した。

また、不要な薬品については、平成27年3月23日に処分が完了した。

(ウ) 公有財産の台帳への登録（内水面水産技術センター）

旧公舎として利用していた物置3棟について、行政目的としての利用実態がないため、平成27年2月16日に行政財産か

ら普通財産への類別換えを行った。

(エ) 契約書の作成

自家用電気工作物保安業務委託契約について、平成26年度から契約書を作成し、契約条項による前金払いを行っている。

(オ) 試験研究課題の評価に関する方針（生物工学研究所）

機関評価について、「公益財団法人岩手生物工学研究センター機関評価実施要綱」を策定し、平成27年3月5日から施行している。当該要綱において、試験研究課題の評価を「内部評価」及び「顧客評価」とし、評価の種類、評価の目的及び評価する課題並びに評価者、実施時期及びその様式を定めた。